

議案第八十九号

港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年九月十一日

提出者 港区長 清 家 愛

港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例（平成三十一年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

五 田町駅周辺地区

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

港区低炭素まちづくり計画の改定に伴い、新たな駐車機能集約区域を追加するため、本案を提出いたします。